

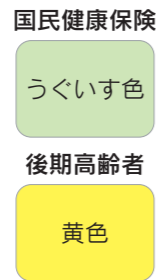
国民健康保険 本人(被保険者) 被保険者証  
 重度心身障がい者医療費支給資格者証

**8/1** から **新しい証明書に替わります**

今使用している**証明書の有効期限**は  
**7月31日**Ⓟです。  
 8月1日Ⓟからは新しいものを使用してください。  
 ※受け取ったら必ず記載内容を確認し、7月中に届かないときは連絡してください。

**国民健康保険被保険者証  
 後期高齢者医療被保険者証**

新しい保険証の色はこちら。  
 簡易書留で7月中旬から郵送します。**不在の場合、不在通知が投函されますので、再配達を依頼するか、郵便局に受け取りに行ってください。**



※滞納がある場合、郵送はしていません。納税・納付相談をしてください。

- **国民健康保険に加入している人へ**  
 社会保険への加入や住所変更などがあったときは、14日以内に届け出が必要です。  
**申請先** 市民課国保年金係、各支所  
**■ 限度額適用認定証は手続きが必要です**  
**申請先** 市民課国保年金係、各支所、松合出張所
- **後期高齢者医療保険に加入している人へ**  
 新しい限度額適用認定証は、保険証に同封して郵送します。新たに認定証が必要な場合は、お問い合わせください。  
 市民課 ☎32-1111(代表)

**重度心身障がい者医療費支給資格者証**

新しい受給者証の色はこちら。  
 普通郵便で7月下旬に郵送します。

所得状況が確認できない場合は受給者証が交付できません。所得課税証明書の提出・申告後に交付します。  
**提出窓口** 社会福祉課、各支所  
**申告窓口** 税務課  
 ※健康保険・支払口座の変更などがある場合、届け出が必要です。  
 社会福祉課 ☎32-1387

**作業実施者**  
**保守点検** 管理(設置)者が契約している維持管理業者  
**清掃** 熊本県浄化槽協会  
**法定検査**

**1 法定検査を受けましょう**  
 新たに設置した人は設置後3ヶ月、8カ月以内に1回、全ての設置者は毎年1回。  
**浄化槽管理(設置)者**には、次の3つが義務付けられています。  
 ・保守点検 ・清掃 ・法定検査

**浄化槽の管理は適正に**

**2 使用休止の届け出**  
 浄化槽を長期間使用しないときは、既定の清掃を行い、使用休止の届け出を行うと、**1**が免除されます。  
**1** 宇城保健所 ☎(32)0598  
**2** 熊本県浄化槽協会 ☎096(284)3355

使用を再開するときには保健所と維持管理業者への連絡が必要です。



**食中毒から身を守りましょう**



- 高温多湿が続く時期は細菌が増えやすく、食物が傷みやすくなります。次のことを徹底しましょう。  
 ・調理で食品に触れる前や食事の前には、しっかりと手を洗う  
 ・加熱が必要な食品は十分に火を通す  
 ・食品は新鮮なうちに使用し、低温保存が必要なものは必ず冷凍・冷蔵庫に保管  
 ・食品は必ず消費期限を守り、一

**サマージャンボくじ販売開始**  
 収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。  
**販売期間** 7月13日(火)～8月13日(金)  
 熊本県市町村振興協会 ☎096(331)0007

**度開封した食品は期限にかかわらず早めに消費する**  
 衛生環境課 ☎(32)1598

**歯と口の健診**  
**後期高齢者歯科口腔健診**  
 介護につながるような高齢者の心身の衰え「フレイル」。口腔機能の低下は全身のフレイルを引き起こす原因となります。  
 年に一度は、歯科口腔健診を受けフレイル予防につなげましょう。  
**受診期間** 令和4年2月28日(月)  
**場所** 市内指定歯科医院24カ所  
**対象** 75歳以上(65～74歳の後期高齢者医療加入者も含む)  
 ※特別養護老人ホームなどの施設

**お知らせ**

**市税の納期限**  
 集合税2期 7月30日(金)  
 債権管理課 ☎32-1497

**7月22日(木)・23日(金)の延長窓口はありません**  
 市役所 各担当課

**費用** 400円  
**申込方法** 市民課へ電話  
 市民課 ☎(32)1417

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間

社会を明るくする運動は、犯罪・非行の防止や罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。  
 取り締まりや処罰の強化だけでなく、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことも大切です。  
 この機会に、犯罪や非行を生み出さない地域づくりについて考えてみませんか。

法務省では作文コンテストの参加児童・生徒を募集中  
 市民課 ☎32-1446

**健診**  
 介護は女性がするものかと思いませんかー パートナーシップセミナー いざというときのための「男性介護教室」

男性が介護に直面したときの不安や悩みを解決できるよう、介護のプロから介護の基礎知識や具体的な方法を分かりやすく学びます。

- **第1回 基礎的な知識**  
 日時 8月5日(木) 13時30分～15時
- **第2回 基礎的な技術①(介護技術全般)**  
 日時 8月19日(木) 13時30分～15時
- **第3回 基礎的な技術②(介護用品利用の介助)**  
 日時 9月2日(木) 13時30分～15時
- **第4回 介護食の調理法**  
 日時 9月15日(木) 10時～12時

**場所** 松橋東防災拠点センター  
**対象** 市在住または勤務の男性  
**定員** 先着15人 **申込期限** 7月26日(日)  
**申込方法** 電話、FAX(32-0110)  
 人権啓発課 ☎32-1708

**特別障害者手当などは現況届の提出を**  
 特別障害者手当や特別児童扶養手当などの現況届は、8月以降も引き続き支給資格があることを届け出る大切な手続きです。  
 対象者には7月下旬に通知。必ず書類を添付し提出してください。  
**提出期間** 8月11日(水)～9月10日(金)  
 ※提出がないと手当が受けられなくなる場合があります。  
**提出先** 住所地の各支所総合窓口(松橋町は本庁社会福祉課)

**介護保険負担限度額認定の更新はお済みですか**  
 介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(土)です。  
 8月以降も継続して利用する場合は、再度申請が必要です。  
**場所** 高齢介護課、各支所  
**持参物** 本人と配偶者が持つ全ての預貯金(定期含む)など記帳済みの通帳・有価証券などの証明書類(直近2カ月分)。写しを持参する場合は、名義人などがかかるページが必要)  
**主な認定要件**  
 ・世帯全員が住民税非課税  
 ・預貯金などの合計が基準額以下  
 高齢介護課 ☎(32)1406